

第7回総会議事録（R 8年7月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和8年7月30日 午前9時30分～

2 場 所 中央公民館 大会議室

3 委 員

出	1 徳益 吉明	出	2 岡元 孝仁	出	3 有川 はつ子	出	4 馬渡 広二
出	5 山中 美代子(代理)	出	6 福島 真希	出	7 坂之下 昭二	出	8 徳留 博文
出	9 大久保 義広	出	10 坂上 和秋(会長)	出	11 永田 勇作	出	12 迫田 嘉正
出	13 田中 加代子	出	14 紺家 知征	出	15 下西 弘美	出	16 福島 清邦
出	17 立山 一生	出	18 七日市 昌子	出	19 乙守 賢次	出	20 福岡 芳文
出	21 田中 和美	出	22 中島 学	出	23 福田 安昭	出	24 兒玉 圭亮

4 事 務 局

局 長 永留 伸二

主 幹 黒葛原 尊

副 主 幹 齊藤 千鶴(山之口総合支所)

副 主 幹 山波 幸二(山田総合支所)

次 長 鵜 浩二

副 主 幹 畝原 秀嗣

副 主 幹 水間 淳也(高城総合支所)

技 師 上西 匡斗(高崎総合支所)

5 付議案件

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第12号 農地法第4条届出報告について

議案第46号 非農地証明について

議案第47号 農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について

議案第48号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第49号 農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定について

議案第50号 農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第51号 農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第52号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について(中間管理事業)

第7回総会議事録

議長 総会に入る前に、昨年12月の松山忠雄委員の辞職により欠員となっておりました農業委員の後任として、今月1日に迫田嘉正委員が就任され、本日の総会から出席されております。迫田委員の議席番号は、松山委員の後任ということで、12番といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより令和8年の第7回総会を開催いたします。本日は24名全員の出席となっております。議事録署名人を私から指名させていただきます。12番委員と13番委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に移ります。本日は報告案件2件、議案7件となっております。まず報告案件ですが、2件まとめて行いたいと思います。1件目は報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、2件目は報告第12号「農地法第4条届出報告について」です。まとめて事務局の説明をお願いいたします。

事務局 ご報告いたします。報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。議案書は1ページから24ページになります。今月は47件の通知があり、105,766.00㎡の内容となっております。次に、報告第12号「農地法第4条届出報告について」でございます。議案書は25ページになります。当案件は、「農地法第4条第1項第8号」及び「農地法施行規則第29条第1項第1号」に該当する2アール未満の自己用農業施設への転用のため4条許可が不要となります。内容としましては、農機具倉庫の敷地として44.88㎡の届出でございます。以上でございます。

議長 ただいま報告案件の説明が終わりましたが、ご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので、報告第11号、第12号につきましては承認するものといたします。続きまして、議案第46号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第46号「非農地証明について」でございます。議案書は26ページになります。今月は1件の申請があり、609.00㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの1ページに記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ただいまの件についてご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第46号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第46号については承認するものと決定いたしました。

次に、議案第47号「農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第47号「農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について」でございます。議案書は27、28ページになります。今月は、18件、21筆の11,994.23㎡について、非農地であるかの判断をお諮りするものでございます。五十市地区の担当委員により最終確認を

していただいたところ、いずれも山林原野化しているため、今後も農地としての利用は見込めないとの判断でございました。つきましては、今回の 21 筆を非農地として判断してよろしいか、お諮りするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ただいまの件についてご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第 47 号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 47 号については非農地とすることに決定いたしました。

次に、議案第 48 号「農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 48 号「農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について」でございます。議案書は 29 ページになります。今月は 1 件の申請があり、1,203.00 ㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 2 ページに記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ただいまの件についてご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第 48 号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 48 号については許可相当と決定いたしました。

次に、議案第 49 号「農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 49 号「農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定について」でございます。議案書は 30 ページから 35 ページになります。今月は、20 件の申請があり、54,069.25 ㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 3 ページから 5 ページに記載しており、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ここでお諮りいたします。議案書 30 ページの 4 番につきましては、12 番委員が当事者となりますので他と分けて審議いたします。まずは、4 番を除く案件についてご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第 49 号の 4 番を除く案件について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 49 号の 4 番を除く案件については許可相当と決定いたしました。それでは 12 番委員の退室をお願いします。

12 番委員 （退室）

議長 それでは、質疑に入ります。議案第 49 号の 4 番についてご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議 長 無いようですので採決いたします。議案第 49 号の 4 番について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手ですので、議案第 49 号の 4 番については許可相当と決定いたしました。それでは 12 番委員の入室をお願いします。

12 番委員 (入室)

議 長 次に、議案第 50 号「農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 50 号「農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について」でございます。議案書は 36、37 ページになります。今月は 8 件の申請があり、3,689.33 ㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 6 ページから 7 ページに記載しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ただいまの件についてご質問はございませんか。

4 番 委 員 議案書の 36 ページの 3 番、調査報告書のまとめ 6 ページの 3 番については、平成 12 年及び平成 25 年と続けて農地に倉庫を建てている。4 条の申請に反対するわけではないが、賦課金を徴収している土地改良区は状況を把握できなかったのか。

1 番 委 員 今回の件につきましては真摯に受け止め、農業委員として適切な対応が行われていなかった可能性があったと考えます。

議 長 ただいま 1 番委員からご発言があったとおり、このようなことが再び起こらないよう、農業委員としての責務を果たしていただくようお願いいたします。

4 番 委 員 有難うございました。

議 長 他に何かございませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 無いようですので採決いたします。議案第 50 号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手ですので、議案第 50 号については許可相当と決定いたしました。

次に、議案第 51 号「農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 51 号「農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について」でございます。議案書は 38 ページから 46 ページになります。今月は、正誤表にありますとおり 1 筆の地番及び面積の修正がありました。申請としましては 33 件で、32,706.18 ㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 8 ページから 14 ページに記載しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ただいまの件についてご質問はございませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 無いようですので採決いたします。議案第 51 号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手ですので、議案第 51 号については許可相当と決定いたしました。

次に、議案第 52 号「農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 52 号「農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）」でございます。議案書は 47 ページから 95 ページになります。まず所有権移転ですが、今月は渡人から農業振興公社へ、また農業振興公社から受人への計 16 件の申請がありました。内訳は、全て公社購入後の即売であり、59,376.00 ㎡の内容となっております。また、利用権設定につきましては、正誤表にありますとおり 2 筆の削除がありました。申請としましては 111 件で、316,357.72 ㎡の内容となっております。なお、9 月 1 日付けで県において公告を行うことになります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ただいまの件についてご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第 52 号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 52 号については承認するものと決定いたしました。これで本日予定しておりました議案審議はすべて承認ということで終了いたしました。他に皆さまから審議内容について何かございませんでしょうか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので、これで第 7 回の総会を終了いたします。皆さま、どうもお疲れさまでした。

令和 8 年 月 日

議事録署名委員

12 番委員

13 番委員

作成者 黒葛原 尊